令和７年１１月定例教育委員会次第

日時：令和７年１１月１７日（月）
午前１０時～午前１１時３０分
場所：犬山市役所４階４０１会議室

１．開会

２．教育長報告
（前回会議録の承認）

３．付議事件の審議

第２９号議案	令和８年度犬山市教職員定期人事異動方針について	学校教育課
第３０号議案	令和８年度授業改善犬山プランについて	学校教育課
第３１号議案	犬山市通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱について	学校教育課
第３２号議案	犬山市スポーツ推進委員の解嘱について	スポーツ交流課

４．通信及び請願

５．協議・連絡

(1)	後援名義使用承認に関する報告	文化推進課	No.1
(2)	１２月・１月行事予定表について	学校教育課	No.2
(3)	令和７年度要保護及び準要保護等児童・生徒の認定について	学校教育課	No.3
(4)	令和８年度小中学校儀式等の日程について	学校教育課	No.4
(5)	議会の議決を経るべき事件	教育部	No.5
(6)	いじめ防止に向けて	学校教育課	No.6

６．自由討議

７．その他

８．閉会

犬山市教育委員会第２９号議案

令和８年度犬山市教職員定期人事異動方針について

令和８年度犬山市教職員定期人事異動方針について、別紙のとおり定めるものとする。

令和７年１１月１７日提出

犬山市教育委員会
教育長　　滝　　誠

（説　明）

この案を提出するのは、丹葉地方教育事務協議会の令和８年度教職員定期人事異動方針を踏まえて、犬山市教職員定期人事異動方針を定める必要があるからである。

令和８年度　犬山市教職員定期人事異動方針

犬山市教育委員会

令和８年度丹葉地方教育事務協議会の教職員定期人事異動方針を踏まえて、下記の方針で犬山市教職員定期異動人事を行う。

記

1　適材適所の人事を進め、教育効果の向上を図る。

2　教員が多様な教育活動に携わり、豊富な教職実践を積むことができるようにするとともに、学校間における均衡を重視した教員配置を行う。

3　「学び」の授業の充実、「学校の自立」の実現は、管理職の指導力によるところが大きいので、校長・教頭の異動は最小限とする。

また、学校経営を配慮しつつ、他の市町との人事交流を進める。

4　教務主任・校務主任の異動には特に配慮し、できる限り市内の異動を中心に考える。

また、学校経営を配慮しつつ、他の市町との人事交流を進める。

5　同一校の継続勤務年数の基準を次のようにする。

（１）　一般教員については、１０年までとし、特別の事情のない限りこの間に適切な異動が行われるようにする。

（２）　新任教員については、特別の事情のない限り赴任校の継続勤務年数を６年までとする。

資料

令和８年度丹葉地方教育事務協議会教職員定期人事異動方針について

令和８年度教職員定期人事異動方針

丹葉地方教育事務協議会

Ⅰ　方　針

令和８年度愛知県教育委員会の定期人事異動方針に基づき，丹葉地方教育事務協議会は内申権者として人事異動事務を行う。この結果を基にして，愛知県教育委員会に人事内申をする。

１　適材適所の人事を進め，教育効果の向上を図る。

２　教員構成について，地域間及び学校間における均衡のとれた人事配置を行う。

３　遠隔地勤務者に対する計画的な調整を進める。

Ⅱ　実施要領

１　管理職人事（校長，教頭の人事）

（１）管理職の転任は，原則として次のようにする。

①　同一校の校長及び教頭の同時異動を行わない。

②　同一校・同一職勤務２年未満の校長及び教頭については，異動を行わない。

（２）管理職への昇任は次のようにする。

①　校長については，愛知県公立学校長任用候補者選考審査による「愛知県公立小中学校長任用候補者名簿」に登載された者から登用する。

②　教頭については，愛知県公立学校教頭任用候補者選考審査による「愛知県公立学校教頭任用候補者名簿」に登載された者から登用する。

③　校長あるいは教頭へ新規に任用される者は，原則として，令和８年３月３１日における年齢が５７歳以下の者であること。

２　教員人事

（１）教員が多様な教育活動に携わり，豊富な教職実践を積むことができるようにするとともに，地域間の均衡を重視した教員配置を行う。

①　小・中学校の学校種別間交流ならびに広域的人事交流を進める。

②　教員の年齢，性別，所有する免許状の種別・教科等を基にして，適正な配置と構成が行われるよう，これに必要な教員の異動を促す。

（２）同一校の継続勤務年数の基準を次のようにする。

①　一般教員の同一校の継続勤務年数を１０年までとし，特別の事情のない限りこの間に適切な異動が行われるようにする。

②　新任教員にあっては，特別の事情のない限り赴任校の継続勤務年数を６年までとする。

③　同一校継続勤務３年未満の者については，特別の事情のない限り異動の対象としない。

（３）教員の異動希望，勤務条件の是正等への対応，その他異動の条件について。

①　通勤時間は，片道おおむね１時間３０分が上限になるように配慮する。

②　同一校内職員の婚姻に際しては，転任について特別の配慮をする。

３　その他については，愛知県教育委員会の令和８年度教職員定期人事異動方針及び実施要領に準ずる。

４　県費負担学校事務職員，県費負担学校栄養職員の人事異動方針及び実施に係る要領については，愛知県教育委員会が示す令和８年度の県費負担市町村立学校事務職員，県費負担市町村立学校栄養職員の人事異動方針及び実施要領のそれぞれに準ずる。

犬山市教育委員会第３０号議案

令和８年度授業改善犬山プランについて

令和８年度授業改善犬山プランの方針について別紙のとおり定めるものです。

令和７年１１月１７日提出

犬山市教育委員会
教育長　　滝　　誠

（説明）

この案を提出するのは、令和８年度授業改善犬山プランの方針を定める必要があるからです。

令和８年度授業改善犬山プラン（案）

－ 少人数学級の中で多様な学習環境を創造し、自ら学ぶ力を育む －

1　基本的な考え

(1) 犬山の教育は、自ら学ぶ力を柱と位置づけ、人格の完成をめざす。そのため、学級編制や教育課程の編成等について学校現場に裁量を委ね、豊かな人間性と確かな学力の形成に努めるとともに、教師の資質・能力の向上をめざし学校の活性化を図る。

(2) 国や県による小学校・中学校の３５人学級編制に加え、市独自で中学校においても少人数学級編制を実施する。その中で子ども同士、子どもと教師との人間関係を築きやすくし、子ども主体の学びの授業を実現する。学級としての適正人数は、子どもたちの発達段階や各校独自の教育課程編成を配慮し弾力的に運用する。

(3) さらに、少人数学級編制の下で少人数授業やＴＴ授業、複数学級による合同授業など、授業改善につなげる多様な学習環境の整備に努め、一人一人に目の行き届いたきめ細かな指導、個に応じた多様な学習活動の展開を図る。さらに、小学校高学年では、教科担任制による義務教育９年間を見通した専門性の高い教科指導の充実に努める。

(4) その実現に向け、小中学校に少人数授業やＴＴ授業を実現するための市費非常勤講師を配置する。また、小学校には教科担任制に対応する非常勤講師を、中学校には、少人数学級の担任を担う常勤講師や少人数学級編制により生まれる授業数増に対応する非常勤講師を配置する。

(5) また、すべての子どもに等しく学ぶ機会と環境を保障していく観点から、特別な支援を必要とする子どもたちへの学びの充実を図るために、特別支援教育支援員を配置する。

2　「授業改善犬山プラン」の歩み

(1) きめ細かな学習指導、子ども主体の学びの授業を推進するために、平成１３年度より市費非常勤講師を採用し、少人数授業やＴＴ授業を市内小中学校で取り入れて授業改善を進めた。当初は、どの教科・学年で、どのように活用するかは、各学校の創意工夫に任せていた。しかし、平成１５年度以降は、系統性が強く基礎基本の定着に差が生じやすい算数・数学・英語の教科で少人数授業を展開し、理科では実験・観察を適切に位置づけた魅力のある授業づくりをめざして専門の教員を配置してＴＴ授業を実施している。そして、「基礎・基本の確実な定着」と「楽しさとわかる喜びを豊かにする授業の創造」をめざして授業改善に取り組んでいる。（別紙：表１）

(2) 平成１４年９月に授業改善犬山プラン検討委員会を設置し、過大学級の解消をめざした３０人程度学級の推進と学校運営の工夫改善、教育委員会の人的支援の在り方や学校施設設備の充実などが協議され、解決に向けて様々な試案が示された。それを受けて、平成１６年度に「授業改善犬山プラン」が策定された。その後、「授業改善犬山プラン」は犬山市小中学校長会と犬山市教育委員会の協議で毎年策定され、現在に至っている。

(3) 過大学級の解消をめざした少人数学級の取組では、「授業改善犬山プラン」の試案を受け、平成１５年度には小学校３校が少人数学級実践校として過大学級の解消に取り組んだ。平成１６年度には、さらに各学校に広がりをもたせ、該当学校で２学級程度の過大学級を解消する方向で検討を加え、小学校５校で９学年分、中学校４校で５学年分の少人数学級が実現できた。併せて、増加学級分の学級担任である教務主任や校務主任の負担軽減と学校運営を支援するために非常勤講師（学級増対応）、学校経営支援員（退職校長や退職教頭等）、校務支援者（シルバー人材センターへ委託）を配置して、学校経営や学校運営に対する人的支援（別紙：表１の㊟２と表３の㊟３）に取り組んだ。

(4) 平成１８年３月の法改正によって市費常勤講師の採用が可能になり、犬山市でも市職員の勤務時間等の条例改正を待って、平成１８年７月１日から市費負担教員（常勤講師）１名を配置（別紙：表１の㊟１）した。その後、「別紙：表１」に示すように市費負担教員を採用して配置している。なお、市費負担教員の採用に伴って教務主任の学級担任は順次とりやめ、平成１９年度以降は非常勤講師（学級増対応）を、平成２１年度以降は学校経営支援員の配置をなくした。

(5) 小学校では、３２人を上限とする３０人程度学級を推進してきた。平成３０年度からは基準を３４人以下に変更している。中学校では少人数学級より少人数授業やＴＴ授業を重視し、平成２３年度からは全学年・全学級で実施できるように非常勤講師を増員して個に応じた多様な学習活動の展開を図っている。

(6) 全ての子に等しく学ぶ機会と環境を保障していく観点から、通常の学級に在籍し特別な支援を必要とする子どもたちの自立と、それを取り巻く子どもたちとの学びの授業を実現するため、平成２０年度に特別支援教育支援員３名を配置した。その後、年々配置人数を増やし、年度ごとの配置人数は《表１》に示すとおりである。

(7) 令和２年度からは、学習集団と生活集団を同一とする学級規模を３５人と考え、少人数学級編制を推進した。その際、増加学級分の学級担任を市費負担教員の配置で実現し、これまで以上に学校ごとの特色ある学級編制や教育課程の編成を可能にした。

(8) 中学校２年、３年において市独自の少人数学級を実現するため、令和４年度は、試行的に２校２学年で少人数学級により増えた学級数分の授業数に対応する市費非常勤講師を５人配置した。そして、令和５年度は７人、令和６年度は１２人の市費非常勤講師を配置し、全中学校全学年で少人数学級編制を実現した。その際、学級担任は、県費職員で対応した。
令和７年度は学級担任や委員会、部活動等を担当できる常勤講師の配置希望があり、７学級増の少人数学級に対し４人の市費常勤講師と４人の市費非常勤・短時間非常勤講師を配置した。内、学級担任は県費職員が４人、市費常勤講師が３人で対応した。

（備考） 国・県による３５人学級実施の変遷
県は、平成１６年度から小学校１学年に、平成２０年度から小学校２学年に３５人学級を導入。さらに、平成２１年度より中学校１年生が県費加配教員で対応となる。平成２３年度から国の小学校１年生学級編制基準が３５人になり定数内対応となる。
そして、令和３年度から国による小学校３５人学級編制の対象が２年生から５年間かけ段階的に調整し、令和７年には定数内対応で全学年少人数学級が実施された。
同様に、令和３年度から県による少人数学級を小学校３年生から４年間かけ順次対象学年を上げて実施する。

3 令和７年度「授業改善犬山プラン」の具体的内容と犬山市の支援

(1) 学習集団と生活集団を同一とする学級規模を３５人と考え、少人数学級編制を推進する。
中学校２年・３年において、市独自による少人数学級編制を実施し、国・県による少人数学級編制と合わせ小中学校全学年を少人数学級とする。中学校２年・３年の少人数学級担任は、県費負担教員が担うか市費負担教員が担うかを学校の判断に委ねる。また、県費負担教員が担任を担う場合は、少人数学級編制により生まれる授業数増に対応するための市費常勤講師や市費非常勤講師を配置する。

また、１学級の児童生徒数を３５人と定めるが、「３５」については弾力的に運用する。

(2) 小学校においては、少人数学級編制の中で、市費非常勤講師やＮＥＴを配置し、算数の少人数授業や理科・英語のＴＴ授業を実施する。また、市独自の教科担任制対応講師を配置し、算数・理科・体育・外国語において教科担任制による創意あふれる専門性の高い授業づくりを進める。

(3) 中学校においては、少人数学級編制の中で、数学と英語の非常勤講師を配置し少人数授業を実施する。

また、小中学校ともに少人数授業やＴＴ授業で培われた指導法や教材づくりの成果を生かし、すべての教科、すべての領域において少人数のよさが生きる授業改善に努める。

(4) すべての子どもの学びを保障するという観点から、小中学校に特別な支援を必要とする児童生徒に特別支援教育支援員(教室支援)を配置し、また、集団生活への不適応状態にある児童生徒に対応し保健室の業務をサポートする特別支援教育支援員(養護教諭支援)を配置する。

(5) 学校運営にかかわる人的支援

ア　すべての小中学校に校務支援者(シルバー人材センター委託)を配置する。

イ　魅力ある図書館づくりを通し、図書館機能の向上と児童生徒の読書量増加を図る図書館コーディネーターを配置する。

ウ　児童生徒が抱える問題に対し学校や家庭、福祉関係機関をつなぎ、連携・協働して、取り巻く人と環境との関係性を改善していくスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ)を配置する。

エ　年度初めや年度途中で転入してくる日本語指導が必要な児童生徒に、集中的に日本語や学校生活等の初期指導を行う日本語教育指導員を拠点学校に配置する。また、日本語指導が必要な児童生徒を支援する語学指導員を必要度の高い学校へ配置する。

オ　不登校児童生徒の主体的活動を促し、学校や家庭との連携を密にして学校復帰や社会的自立を図っていくため、教育支援センター「ゆうゆう」「わいわい」へ指導員を適切に配置する。

カ　小中学校の要請に応じて、児童生徒理解や授業づくり等に悩む少経験教員の指導・相談にあたる授業づくりコーディネーターを派遣する。

キ　１・２年生の「“英語”の出会い」や３・４年生の外国語活動、５・６年生の外国語科等の授業に対応する外国人英語指導講師（ＮＥＴ・５人)を小学校に配置し、学級担任や外国語科専科教員と連携・協力しＴＴ授業を実施する。

(6) 市費負担教員及び非常勤講師、特別支援教育支援員の配置に係る考え方

原則として次の優先順位で行うこととするが、各学校と市教委が協議の上で決定する。

① 全中学校において、少人数学級（３５人以下）を実現するため、中学校で少人数学級編制に伴う学級増から生まれる授業数増に対応する常勤講師や非常勤講師を配置する。

② 中学校において、数学・英語の少人数授業を実現するための非常勤講師を配置する。

③ 小学校においては、算数の少人数授業や理科のＴＴ授業、教科担任制による授業を実現するための非常勤講師を配置する。

④ 特別な支援を必要とする子どもたちの学びを保障するための特別支援教育支援員(教室支援・養護教諭支援)を配置する。

市費負担教員・非常勤講師・特別支援教育支援員等の配置の推移

《表1》市費採用の常勤講師・非常勤講師・特別支援教育支援員の配置状況

（人）

			平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7
常勤	市費負担教員（少人数学級対応）	小						注1 1	8	7	6	8	6	7	9	8	8	9	8	5	6	9	10	7	3	0	0
		中																						0	0	0	4
	NET	小	…	…	…	…	…	…	…	…	…	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
		中																									
非常勤講師	中学校少人数学級授業数増対応	中																						5	7	12	4
	学級増対応 注2	小				10	6	13																			
	少人数授業	小	10	18	22	21	26	22	20	22	16	17	16	18	15	14	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
		中	5	8	9	15	15	15	15	14	14	14	17	18	17	18	14	14	13	13	13	13	13	13	13	13	13
		計	15	26	31	36	41	37	35	36	30	31	33	36	32	32	23	23	22	22	22	22	22	22	22	22	22
	TT授業	小	9	9	8	8	9	6	10	10	10	8	8	10	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
		中	4	5	5	6	8	8	8	8	8	8	11	10	10	9	4	4	4								
		計	13	14	13	14	17	14	18	18	18	16	19	18	18	17	12	12	12	8	8	8	8	8	8	8	8
	教科担任制対応	小																							3	3	3
	特別支援教育支援員 教室	小・中								3	7	11	14	15	16	16	15	15	15	16	17	18	19	20	23	23	23
	生徒（養護）															5	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5
		計														21	19	19	19	20	22	23	24	25	28	28	28
	保健室指導助手	小・中			1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3												
	介助員	小・中																			4(4)	6(6)	9(7)	11(9)	11(10)	11(12)	14(15)

※介助員数＝対象児童生徒数

（ ）…介助員対象児童数

《表2》少人数学級による学級増に対応する学級担任等

（人）

				平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7
国・県の少人数学級の変遷							県1年	県1年	県1年	県1年	県1-2年	県1-2年中1年	県1-2年中1年	国1年県小2中1	国1年県小2中1	国1年県小2中1	国1年県小2中1	国1年県小2中1	国1年県小2中1	国1年県小2中1	国1年県小2中1	国1年県小2中1	国1年県小2中1	国1-2年県小3中1	国1-3年県小4中1	国1-4年県小5中1	国1-5年県小6中1	国1-6年県中1年
少人数学級編制による増加学級数		小				3	9	13	15	18	18	16	19	14	18	20	17	17	16	16	14	17	13	13	10	5	3	0
		中				0	5	5	7	7	5	5	7	6	3	2	2	4	2	2	4	2	3	2	3	5	6	7
		計			3	3	14	18	22	25	23	21	26	20	21	22	19	21	18	18	18	19	16	15	13	10	9	7
増加学級担任	県費	教務主任					4	2	3	1	2																	
		校務主任				3	5	6	6	6	7	6	6	7	7	1	1	6	5	6	5	6						
		定数内教員					5	4	7	7	5	2	5	1	1	6	6	1	1	0	0	0	1	0	2	3	4	2
		少人数学級加配						6	5	3	2	7	7	6	6	6	4	6	3	4	8	7	6	5	4	4	5	2
	市費	常勤講師	小学校						注1 1	8	7	6	8	6	7	9	8	8	9	8	5	6	9	10	7	3		
			中学校																						0	0	0	3
授業増対応		非常勤	中学校																						0	0	0	1
		短時間非常勤																							5	5	3	1
																										2	9	3

《表3》学校経営・学校運営にかかわる人的支援

（人）

		平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7
注3 人的支援	非常勤講師（学級増対応）				10	6	13																			
	学校経営支援				4	3	3	3	3																	
	校務支援(シルバー)				14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
	教員業務支援員（用務員）																						11	11	11	12

令和 8 年度 授業改善犬山プランにかかわる学級編制

令和7年10月29日 現在

学校名	学年	1学年 国35人		2学年 国35人		3学年 国35人		4学年 国35人		5学年 国35人		6学年 国35人		特別支援教室					児童生徒数	学級数			
		通常学級	特支	通常学級	特支	通常学級	特支	通常学級	特支	通常学級	特支	通常学級	特支	知的	肢体不	病弱	難聴	自・情	通常学級	通常学級		特別支援学級	計
	児童数																			国基準	増設		
	国基準	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数						総合計				
犬北小	児童数	56	2	75	3	83	6	73	1	72	3	97	5	6				14	456	17	0	3	20
	国基準	2	28	3	25	3	28	3	25	3	24	3	33	1	0	0	0	2	20				
	少人数																		476	17			
犬南小	児童数	84	7	76	4	53	5	82	7	69	4	64	1	10	0	1	0	17	428	15	0	6	21
	国基準	3	28	3	26	2	27	3	28	2	35	2	32	2	0	1	0	3	28				
	少人数																		456	15			
城東小	児童数	42	2	51	5	53	4	60	2	73	10	56	4	15	0	1	0	11	335	13	0	5	18
	国基準	2	21	2	26	2	27	2	30	3	25	2	28	2	0	1	0	2	27				
	少人数																		362	13			
今井小	児童数	3	1	3	0	3	0	3	1	4	0	2	2	2				2	18	3	0	2	5
	国基準	1		1		1								1	0	0	0	1	4				
	少人数																		22	3			
栗栖小	児童数	4	0	2	0	1	0	1		4	1	0	0					1	12	3	0	1	4
	国基準	1		1						1	4			0	0	0	0	1	1				
	少人数																		13	3			
羽黒小	児童数	65	2	69	4	73	7	61	2	79	4	63	4	17	3	2		1	410	14	0	6	20
	国基準	2	33	2	35	3	25	2	31	3	27	2	32	3	1	1	0	1	23				
	少人数																		433	14			
楽田小	児童数	84	4	77	4	65	4	86	1	75	2	90	4	9				10	477	17	0	4	21
	国基準	3	28	3	26	2	33	3	29	3	25	3	30	2	0	0	0	2	19				
	少人数																		496	17			
池野小	児童数	6	1	8	0	8	1	12	0	11	0	10	1	1				2	55	6	0	2	8
	国基準	1	6	1	8	1	8	1	12	1	11	1	10	1	0	0	0	1	3				
	少人数																		58	6			
東 小	児童数	55	1	54	5	49	3	54	5	48	4	49	2	7				13	309	12	0	3	15
	国基準	2	28	2	27	2	25	2	27	2	24	2	25	1	0	0	0	2	20				
	少人数																		329	12			
犬西小	児童数	71	4	79	2	72	4	82	5	80	8	74	4	14				13	458	18	0	4	22
	国基準	3	24	3	27	3	24	3	28	3	27	3	25	2	0	0	0	2	27				
	少人数																		485	18			
	通常 特	470	24	494	27	460	34	514	24	515	36	505	27	81	3	4	0	84	2958	学級数			
児童数合計		494		521		494		538		551		532							172	国	増	特	合計
																			3130				
	国基準 増	20	0	19	0	20	0	19	0	22	0	18	0	15	1	3	0	17	⇨	118	0	36	154
学級数合計		20		19		20		19		22		18								118			

※複式学級の学級数は、下の学年に加算(1・2年→1年)

	通常 特	-32	3	-36	-6	-63	12	-2	-10	15	10	-77	14	11	1	1	-1	12	-115	学級数			
児童数合計		-29		31		-41		-12		23		-63							-91	国	増	特	合計
	国基準 増	-1	0	1	0	-1	0	-1	0	2	0	-3	0	2	0	0	-1	2	⇨	-3	0	3	0
学級数合計		-1		1		-1		-1		3		-4								-3			

年度	少人数学級対応 学級担任・授業増 学級増数	県 加配	県 校務等	市 常勤	校務支援	少人数、TT、専科、語学 県費加配 定数専科	日本語指導	外国語専科	教科担任	外国語以外 少人数	業務軽減	市費 非常勤 算少人	理T T	教科担任対応	語学指導員	特別支援 県 通級	市費 教室支援	業務支援
R7					1			1	1.5	0.5		1	1			1	3	1
R8					1							1	1				3	1
R7					1	0			2			1	1	1		1	2	
R8					1							1	1	1			2	
R7					1			1	1	1	1	1	1	1		1	3	
R8					1							1	1	1			3	
R7					1	1						1						
R8					1							1						
R7					1	1												
R8					1													
R7					1		2		1			1	1	1	1	1	3.4	
R8					1							1	1	1	1		**4.0**	
R7					1		2		2			1	1		1	1	3	
R8					1							1	1		1		3	
R7					1								1				0.6	
R8					1								1				**0.6**	
R7					1					0.5		1	1	0		1	3	
R8					1							1	1	0			3	
R7					1				1	0.5		1	1		1	1	3	
R8					1							1	1		1		3	

年度	増	加配	校務	市費	校支	定専	日本語	外国専	教科担	少人数	業務	算少	理T	教科担任対応	語学指導	通級	教室	業務
R7	0	0	0	0	10	2	4	2	8.5	2.5	1	9	8	3	3	7	21	1
R8	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	9	8	3	3	0	21.6	1
前年比	0	0	0	0	0	-2	-4	-2	8.5	-3	-1	0	0	0	0	-7	1	0

※中学校県費加配は、上段R7、下段R6の数値

	1学年 国35人		2学年 県35人		3学年 市35人	
	生徒数					
犬山中	国基準	5	35	6	34	6	35
	少人数						
	生徒数	144	3	136	2	147	6
城東中	国基準	4	36	4	34	4	37
	少人数	⑤	29			⑤	30
	生徒数	112	2	121	2	108	5
南部中	国基準	3	38	4	31	3	36
	少人数	④	28			④	28
	生徒数	106	0	110	4	95	5
東部中	国基準	3	36	3	37	3	32
	少人数	④	27	④	28		

		1学年 国35人		2学年 県35人		3学年 市35人	
	通常 特	534	10	571	11	556	19
生徒数合計		544		582		575	
	国基準 増	15	3	17	1	16	2
学級数合計		18		18		18	

	知的	肢体不	病弱	難聴	自・情	総人数	国	増	特	計
生徒	7			1	3	582	17	0	3	20
学級	1	0	0	1	1	11				
						593	17			
生徒	5				6	427	12	2	2	16
学級	1	0	0	0	1	11				
						438	14			
生徒	8				1	341	10	2	2	14
学級	1	0	0	0	1	9				
						350	12			
生徒	5				4	311	9	2	2	13
学級	1	0	0	0	1	9				
						320	11			
生徒	25	0	0	1	14	1,661	学級数			
						40	国	増	特	合計
						1,701				
学級数	4	0	0	1	4	⇨	48	6	9	63
							54			

	通常 特	-35	-1	16	-7	-62	-1												-82	学級数			
生徒数合計		-37		9		-51													-7	国	増	特	合計
	国基準 増	-1	1	1	-1	-1	-1												-89				
学級数合計		0		0		-2													⇨	-1	-1	-1	-3
																				2			

年度	増加	少人数学級対応 学級担任・授業増 県 加配	県 校務等	市 授業増対応 実施=1.5 非実=1 補充=0.5	校務支援	少人数授業・加配・語学 県費加配 日本語指導	学習支援	児童生徒支援	非常勤 15h 少人数指導	非常勤 12h 生徒指導・進路指導	非常勤 その他	市費 数学	英語			語学指導員	特別支援 県 通級	市費 教室支援	業務支援
R7	1	0	1	1.5	1		0.5	1	4	1	1	2	2			1	0.4	1
R8	0				1		0.5	1	4	1	0	**3**	2			1	0.6	1
R7	2	0	0	3.0	1		1.5		1	1	1	2	2			1	0.6	1
R8	2	1	0	2.0 常1短1	1		1.5		0	1	1	2	2			1	0.4	1
R7	3	1	0	3.5	1	2	1	1	2	2		2	2		1	1	0.6	1
R8	2	2	0	2.5 常1非1	1	2	2	0	1	2		2	2		1	1	0.6	1
R7	1	1	0	0.5	1		3		0	2		0	1			1	0.4	1
R8	2	1	0	0.5 短1	1		2		1	2		1	1			1	0.4	1
前年比	-1	2	-1	-3.5	0	0	0	-1	-1	0	-1	20	0			0	0	0
R7	7	2	1	8.5	4	2	6	2	7	6	2	6	7		1	4	2	4
R8	6	4	0	5.0	4	2	6	1	6	6	1	8	7		1	4	2	4

	年度	特別支援教室人数 知	肢	病	聴	情	総児童生徒数 上:通常 下:総数	学級数 国	増	特	合計
小中学校の合計及び前年度比	R8	106	3	4	1	98	4,619	166	6	45	217
		212					4,831	172			
	R7	94	2	4	1	94	4,816	170	7	43	220
		195					5,011	177			
	前年比	12	1	0	0	4	-197	-4	-1	2	-3
		17					-180	-5			

年度	少人数学級対応 学級担任・授業増 学級増数	加配	校務等	市費(小)	市費(中) 授業増	校務支援者	少人数学級・授業、TT・専科、指導 県費加配 小学校 常勤	非常	中学校 常勤	非常	語学指導員	市費非常勤 算理小	数英中	比例	教科担	語学指導員	特別支援 県 通級	市費 教室支援	業務支援
R8	6	4	0	0	5.0 常勤2 非1短2	14	18	4	9	13	4	17	15	3	4	4	23.6	5
												35					28.6	
R7	7	2	1	0	8.5 常勤4 非1短3	14			10	15	4	17	13	3	4	0	23	5
												33					28	
前年比	-1	2	-1	0	-3.5	0	18	4	-1	-2	0	0	2	0	0	4	0.6	0.0
												2					0.6	

○に数字の学年は、県の少人数学級編制による増加学級
↓
県費学級加配で対応

●に白抜き数字の学年は、犬山市が独自に進める少人数学級編制による増加学級

犬山市教育委員会第３１号議案

犬山市通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第３条及び犬山市通学路安全対策連絡協議会規則第４条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和７年１１月１７日提出

犬山市教育委員会
教育長　滝　誠

（説　明）

この案を提出するのは、犬山市通学路安全対策連絡協議会委員の渋谷委員が人事異動により退任され、後任を委嘱する必要があるからである。

委嘱する犬山市通学路安全対策連絡協議会委員

区分	氏名	所属等	新規 継続
犬山警察署職員	古野　敬介	犬山警察署生活安全課長	新規

【委嘱期間】委嘱の日～令和8年3月31日

解嘱する犬山市通学路安全対策連絡協議会委員

区分	氏名	所属等	新規 継続
犬山警察署職員	渋谷　塁	犬山警察署生活安全課長	新規

１）設置について
○犬山市附属機関設置条例に基づき、犬山市通学路安全対策連絡協議会を設置する。
○児童生徒の交通安全及び防犯防災上の安全を確保するために必要な事項について協議及び調査する。
○委員は１４人（以内）とする。
○委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。

○犬山市通学路安全対策連絡協議会規則に基づき、協議会を開催する。
○協議会の委員は、犬山市小中学校ＰＴＡ連合会、犬山市小中学校長会等から教育委員会が委嘱する。
○協議会には、会長、副会長を置く。
○協議会は必要に応じて会長が招集する。
○協議会はその運営を円滑に進めるため、アドバイザーを設置することができる。

２）委員会の開催について
○年２回（７月ごろ、１月ごろを予定）
○通学路の安全対策の審議、関係機関との連携・協力・情報収集など

３）犬山市附属機関設置条例
（設置）
第２条　市長、教育委員会、選挙管理委員会及び農業委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表第１から別表第５までのとおりとする。
（委員の任期の特例）
第４条　第２条の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　附属機関の委員は、再任されることができる。

犬山市教育委員会第３２号議案

犬山市スポーツ推進委員の解嘱について

犬山市スポーツ推進委員設置規則第４条の規定により別紙のとおり解嘱するものである。

令和７年１１月１７日提出

犬山市教育委員会
教育長　滝　誠

（説　明）

この案を提出するのは、本人死亡のため犬山市スポーツ推進委員を解嘱する必要があるからである。

解嘱する犬山市スポーツ推進委員

区分	氏　　名	解職理由	在職期間
犬山市スポーツ推進委員	小島久美子	令和7年10月22日死亡による	24年4ヶ月

犬山市スポーツ推進委員名簿（任期中の委員）

（令和７年１１月１７日現在）

NO	氏名	委嘱期間
1	仙　田　逸　二	令和６年４月１日～令和８年３月３１日
2	原　　正　男	令和６年４月１日～令和８年３月３１日
3	髙　木　隆　人	令和６年４月１４日～令和８年４月１３日
4	宮　田　孝　秀	令和６年４月１日～令和８年３月３１日
5	小　島　久　美　子	令和６年４月１日～令和８年３月３１日
6	奥　村　建　治	令和６年４月１日～令和８年３月３１日
7	吉　野　和　美	令和６年４月１日～令和８年３月３１日
8	保　浦　正　幹	令和６年４月１日～令和８年３月３１日
9	吉　原　田　鶴　子	令和６年４月１日～令和８年３月３１日
10	野　呂　一　彦	令和６年４月１日～令和８年３月３１日
11	戸　﨑　裕　美　子	令和７年５月１０日～令和９年５月９日
12	三　輪　み　ゆ　き	令和６年４月１日～令和８年３月３１日
13	佐　橋　治　彦	令和６年４月１日～令和８年３月３１日
14	水　谷　美　香	令和６年４月１日～令和８年３月３１日
15	小　島　暁　子	令和６年４月１日～令和８年３月３１日
16	伊　藤　浩　申	令和６年４月１日～令和８年３月３１日
17	武　内　名　古	令和７年６月２２日～令和９年６月２１日
18	長谷川康子	令和７年６月２２日～令和９年６月２１日
19	尾　藤　美　津　子	令和７年５月１０日～令和９年５月９日
20	野口　ちひろ	令和６年１１月１日～令和８年１０月３１日
21	石原　有里菜	令和６年１１月１日～令和８年１０月３１日

○犬山市スポーツ推進委員設置規則　【抜粋】
昭和 49 年２月 21 日教育委員会告示第４号

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

２　教育委員会は前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の期間中においても委員を解嘱することができる。

３　委員は、再任されることができる。